

林 地 開 発 の 許 可 基 準

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第2項の規定に基づき知事が行う開発行為の許可に係る高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号。以下「条例」という。）第5条第1項の審査基準は、次のとおりとする。

また、条例第6条の標準処理期間は、**90日**とする。ただし、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条に規定する県の休日及び申請書類の補正等に要する日数は、標準処理期間に含めない。

第1 手続上の要件（森林法施行規則第4条関係）

森林法施行規則第4条（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）に基づく申請書及び添付書類の内容が次に掲げる要件に適合していること。

- 1 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。
- 2 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることが明らかであること。

「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の**3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すものとする。**

- 3 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。また、行政庁の処分以外に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。
- 4 申請者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があることが**明らかであること。防災施設等（擁壁、排水施設、えん堤、洪水調節池、貯水池、沈砂池その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設をいう。以下同じ。）の整備に必要な資金の手当が可能であることや事業体としての信用があることを確認するものとする。また、開発行為が中断され、放置されることなく適正に完了することを確保する観点から、申請者が他の林地開発において監督処分を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを確認するものとする。**

第2 災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号関係）

1 土砂の移動量

開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が**必要最小限度であること。**

（1） スキー場の滑走コースの造成は、その利用形態からみて土砂の移動が周

辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるため、その造成に係る切土量は1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下とすること。なお、滑走コースは傾斜地を利用するものであることから、切土を行う区域はスキヤーの安全性の確保等やむを得ないと認められる場合に限るものとし、土砂の移動量を極力縮減すること。

(2) ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下とすること。

(3) 太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置すること。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置すること。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置すること。

2 切土、盛土又は捨土

切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法(のり)面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法(のり)面を生ずるときはその法(のり)面の勾配が地質、土質、法(のり)面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられること。

(1) 工法等は、次によるものであること。

ア 切土は、原則として階段状に行う等法(のり)面の安定が確保されるものであること。

イ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締固めが行われるものであること。

ウ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。

エ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

(2) 切土は、次によるものであること。

ア 法(のり)面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法(のり)面の状態等を勘案して、現地に適合した安定なものであること。

イ 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として、高さ5メートルないし10メートルごとに幅1メートル以上の小段を設置するほか、必要に応じ排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

ウ 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

(3) 盛土は、次によるものであること。

ア 法(のり)面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法(のり)面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高がおおむね1.5メートルを超える場合には、勾配が35度以下であること。

イ 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

ウ 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として5メートルごとに幅1メートル以上の小段を設置するほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

エ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施行、地下排水溝等の排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

オ 法(のり)高が特に大きい場合、盛土が崩壊すると隣接物に重大な影響を与えるおそれがある場合等には盛土法(のり)面の安定性の検討を十分に行った上で勾配が決定されていること。この場合において、円弧すべり面を仮定した安定解析法によって算定した安全率の値が1.2（地震時は1.0）以上であること。

カ 盛土完成後の圧縮性及び膨張性が大きい高有機質土、ベントナイト等を盛土材料として使用する場合は、土質改良等の対策が検討されていること。

キ 盛土の腹付け施工等の表層崩壊のおそれのある箇所には、排水層等による排水を行い、のり尻に空積みをし、又はのり尻部を砂礫、碎石、ふとんかご等により置き換えて補強及び排水を併用した対策が講ぜられていること。

(4) 捨土は、次によるものであること。

ア 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。

イ 法(のり)面の勾配の設定、締固めの方法、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないこと。

3 法(のり)面崩壊防止の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法(のり)面の勾配が2によることが困難である場合若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法(のり)面崩壊防止の措置が適切に講ぜられること。

(1) 「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次のア又はイに該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法(のり)面の安定を保つために

擁壁等の設置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。

ア 切土により生ずる法(のり)面の勾配が 30 度より急で、かつ、高さが 2 メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次の(ア)若しくは(イ)のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(ア) 土質が表 1 の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法(のり)面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。

(イ) 土質が表 1 の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法(のり)面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが 5 メートル以下のもの。この場合において、(ア)に該当する法(のり)面の部分により上下に分離された法(のり)面があるときは、(ア)に該当する法(のり)面の部分は存在せず、その上下の法(のり)面は連続しているものとみなす。

表 1

土 質	擁壁等を要しない 勾 配 の 上 限	擁壁等を要する 勾 配 の 下 限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度

イ 盛土により生ずる法(のり)面の勾配が30度より急で、かつ、高さが 1 メートルを超える場合

(2) 擁壁の構造は、次によるものであること。

ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5 以上であること。

ウ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5 以上であること。

エ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

オ 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

4 法(のり)面保護の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法(のり)面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法(のり)面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。

(1) 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法(のり)面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、

柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

- (2) 表面水、湧水、溪流等により法(のり)面が侵食され、又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は、3の(2)によるものであること。

5 土砂流出防止の措置

開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域(開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。)に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

- (1) えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。

ア 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600立方メートル、それ以外の場合では400立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

イ 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。

【参考】 流出土砂量 (m³/ha/year)

	工事期間中	工事完成后
裸 地	200～600 m ³	15 m ³
草地、皆伐跡地	15 m ³	15 m ³
森 林	1 m ³	1 m ³

注) 工事完了後の土砂流出期間は、通常3年間を、大規模な開発行為及び公共施設等の近傍で実施するときは5年間を見込む。

- (2) えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。
- (3) えん堤等の構造は、「治山技術基準」(昭和46年3月13日付け46林野治第648号林野庁長官通達)によるものであること。
- (4) 「災害が発生するおそれがある区域」については表2に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次のア及びイを目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。なお、表2に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含めること。

ア 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。

イ 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

表 2

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

(5) なだれ危険箇所点検調査要領に基づくなだれ危険箇所に係る森林を事業区域に含む場合についても、開発区域に先行して周囲へのなだれ防止措置について検討し、必要な措置を講じること。

(6) 上記の検討結果を整理し、必要な措置の内容について省令第4条第2号の計画書に必要な事項を記載すること。

6 排水施設

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられること。

(1) 排水施設の断面は、次によるものであること。

ア 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次の(ア)及び(イ)により、流量は原則としてマンニング式により求められていること。

(ア) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

$$Q = 1 / 360 \times F \times R \times A$$

Q：雨水流出量（m³/sec）

F：流出係数

R：設計雨量強度（mm/hour）

A：集水区域面積（ha）

（イ） 前式の適用に当たっては、次によるものであること。

- a 流出係数は、表 3 を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、表 3 の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。
- b 設計雨量強度は、c による単位時間内の 10 年確率で想定される雨量強度とされていること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20 年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条第 1 項第 4 号のロ又は土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30 年確率で想定される雨量強度を用いること。
- c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表 4 を参考として用いられていること。

表 3

地表状態\区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5
草地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6
耕地	—	0.7～0.8	0.5～0.7
裸地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9
太陽光パネル等 不透過性の材料 で覆われる土地	1.0	0.9～1.0	0.9

表 4

流域面積	単位時間
50ヘクタール以下	10分
100ヘクタール以下	20分
500ヘクタール以下	30分

イ 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていつ水による影響の大きい場合にあっては、排水施設の断面は、必要に応じてアに定めるものより一定程度大きく定められていること。

ウ 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

(2) 排水施設の構造等は、次によるものであること。

ア 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

イ 排水施設のうち暗渠^{きよ}である構造の部分には、維持管理上必要な枘^{ます}又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。

ウ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等まで導くように計画されていること。

ただし、河川等に排水を導く場合には、増加した流水が河川等の管理に及ぼす影響を考慮するため、当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。特に、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。

オ 太陽光発電設備の設置など切盛をほとんど行わず自然斜面を利用した開発行為における排水施設の構造等については、アからエまでによるほか、次によるものとする。

(ア) 表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていること。

(イ) 表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていること。

7 洪水調節池等の設置等

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

洪水調整池等は、次によるものであること。

(1) 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとする。

また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあって、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには200立方メートル、脆弱な土壌^{ぜい}

で全面的に侵食のおそれが高いときには600立方メートル、それ以外るときには400立方メートルとするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この流下能力を超える流量も調節できる容量とすること。

- (2) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムの余水吐の能力の1.2倍以上のものであること。

ただし、200年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適当であり、100年確率で想定される雨量強度を用いても災害が発生するおそれがないと認められる場合には、100年確率で想定される雨量強度を用いることができる。

- (3) 洪水調節の方式は、原則として自然放流(孔あきダム)方式であること。
(4) 事業区域内に流入する雨水等は、地形上やむを得ず流入しない場合を除き、洪水調節池等に流入させるものとする。また、洪水調節池等を設置する位置は、事業区域の最下流部とし、設計降雨量以上の降雨があった場合でも、設計排水方向への自然流下により、洪水調節池等へ確実に集水することができる措置が講ぜられていること。

【河川等の管理者】

河川等の管理者には、法河川（1級河川、2級河川及び河川法準用河川）の管理者の他、河川法の適用とならない用水路等の管理者も含むものとする。

- (5) 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。
(6) 第3の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合、同時に森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2第2項第1号及び第1号の2のそれぞれの基準を満たすよう設置すること。

8 静砂垣等の設置等

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

9 設計雨量強度における降雨量変化倍率の適用

排水施設の断面、洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、6の(1)、7の(1)及び(2)によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いることができるものとする。

10 仮設の防災施設等の設置等

開発行為の施行において、防災施設等のうち、災害の防止のために必要な排水施設、えん堤、洪水調節池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の防災施設等を設置する場合に準じて行われていること。

11 防災施設等の維持管理

(1) 開発行為の施行中において、設置した防災施設等が十分にその機能を発揮できるよう、当該防災施設等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。

(2) 開発行為の完了後においても維持すべき防災施設等の維持管理の方法についても、(1)と同様に計画書に記載されていること。

12 都市計画法等の基準の適合判断

第2の1から11までにかかわらず、開発行為が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項第7号の基準に、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の許可を要する場合は同法第13条第1項の基準に、同法第30条第1項の許可を要する場合は同法第31条第1項の基準に適合することをもって、法第10条の2第2項第1号の基準に適合するものとして差し支えない。ただし、これらの基準のうちに都道府県知事が第2の1から11までを踏まえて定める同号の基準に満たない部分がある場合には、当該部分については、この限りではない。

第3 水害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号の2関係）

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。洪水調節池は次によるものとし、設置に当たっての計画例は別記1を参考とすること。

- 1 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとする。

また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあ

っては、第2の7の(1)によるものであること。

なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、第2の7の(1)によるものであること。

- 2 当該開発行為に伴いピーク流量が増加するか否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30年確率（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には50年確率）で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

ただし、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものであること。

- 3 余水吐の能力は、第2の7の(2)によるものであること。
- 4 洪水調節の方式は、第2の7の(3)によるものであること。
- 5 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。
- 6 第2の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合には、法第10条の2第2項第1号及び同項第1号の2のそれぞれの基準を満たすよう設置すること。
- 7 洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、1によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本計画において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた地域区分ごとの降雨量変化倍率を採用している場合には、洪水調節容量の計算に当該降雨量変化倍率を用いることができるものとする。

8 仮設の洪水調節池等の設置等

開発行為の施行において、防災施設等のうち、水害の防止のために必要な洪水調節池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の洪水調節池等を設置する場合に準じて行われていること。

9 洪水調節池等の維持管理

(1) 開発行為の施行中において、設置した洪水調節池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該洪水調節池等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。

(2) 開発行為の完了後においても維持すべき洪水調節池等の維持管理の方法についても、(1)と同様に計画書に記載されていること。

10 都市計画法の基準の適合判断

第3の1から9までにかかわらず、開発行為が都市計画法第29条第1項又は

第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項第3号の基準に適合することをもって法第10条の2第2項第1号の2の基準に適合するものとして差し支えない。ただし、都市計画法の基準のうちに都道府県知事が第3の1から9までを踏まえて定める同号の基準に満たない部分がある場合には、当該部分については、この限りではない。

第4 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項(森林法第10条の2第2項第2号関係)

1 貯水池等の設置等

他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

2 沈砂池の設置等

周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

3 仮設の貯水池等の設置等

開発行為の施行において、防災施設等のうち、水の確保のために必要な貯水池等の施設であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の貯水池等を設置する場合に準じて行われていること。

4 貯水池等の維持管理

(1) 開発行為の施行中において、設置した貯水池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該貯水池等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。

(2) 開発行為の完了後においても維持すべき貯水池等の維持管理の方法についても、(1)と同様に計画書に記載されていること。

第5 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項(森林法第10条の2第2項第3号関係)

1 森林又は緑地の残置又は造成

開発行為をしようとする森林の区域(開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。)において、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ残置し、若しくは造成する相当面積の森林又は緑地(以下「残置森林等」という。)の配置が適切に

行われることが明らかであること。残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。

- (1) 相当面積の残置森林等の配置については、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生に回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

この場合において、残置森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、別記2の「事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地」の割合によること。

また、残置森林等は、別記2の「森林の配置等」により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、別記2に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、別記2に準じて適切に措置されていること。

- (2) 開発行為に係る土地に保安林が含まれており、転用に係る保安林の面積が5ヘクタール以上である場合又は事業区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10パーセント以上である場合（転用に係る保安林の面積が1ヘクタール未満の場合を除く。）には、別記2に代えて別記3に示す基準に適合するものであること。

- (3) 造成する森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適するものとし、原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表5を標準として均等に分布するよう植栽するものとする。

なお、住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果を併せ期待する森林を造成する場合には、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとし、樹種の特性、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ1ヘクタール当たり500本～1ヘクタール当たり1,000本の範囲で植栽本数を定めることとして差し支えないものとする。

表 5

樹高	植栽本数（1ヘクタール当たり）
1メートル	2,000本
2メートル	1,500本
3メートル	1,000本

- (4) 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為について、残置森林又は造成森林は、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないように、樹高及び造成後の樹木の成長

を考慮した残置森林又は造成森林並びに太陽光パネルの配置計画とされていること。

- (5) 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えないものとする。

2 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等

騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

3 景観の維持

景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法(のり)面を極力縮小するとともに、可能な限り法(のり)面の緑化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

第6 その他配慮事項

1 一般的事項

(1) 開発行為に係る土地の面積の規模

開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること(法令等によって面積につき基準が定められている場合には、これを参酌して決められたものであること)が明らかであること。

(2) 全体計画との関連

開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

(3) 原状回復等の事後措置

開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。

(4) 周辺の地域の森林施業への配慮

開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていること。

(5) 周辺の地域における住民の生活及び産業活動への配慮

開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされることが明らかであること。

2 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為

(1) 景観への配慮

開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮するよう努めること。

(2) 住民説明会の実施等について

高知県が策定している「太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドライン」に基づき地域住民に十分な説明を行うよう努めること。

附則

第1 施行期日

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附則

第1 施行期日

この基準は、令和4年6月20日から施行する。

附則

第1 施行期日

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

第2 経過措置

施行日以前に申請又は届出がなされたものについては、なお従前の例による。

附則

第1 施行期日

この基準は、令和8年10月1日から施行する。

第2 経過措置

施行日以前に申請又は届出がなされたものについては、なお従前の例による。

別記 1

洪水調節池等の設置に係る計画例

法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 に規定する水害の防止に係る許可基準について、洪水調節池等を設置する場合の計画例は以下のとおりとする。

1 当該開発行為に伴いピーク流量を安全に流下させることができない地点の選定

- (1) 当該開発行為をする森林の下流において、30 年確率（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には 50 年確率を用いること。以下同じ。）で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を流下させることができない地点を選定する。

ピーク流量の算定に当たっては、当該地域において適合度の高い算式を用いることとし、適当な算式がない場合にはラショナル式を用いる。

- (2) (1)の地点のうち、開発中及び開発後の 30 年確率で想定される雨量強度における無調節のピーク流量(Q'_{i30})が開発前のピーク流量(Q_{oi30})に対して 1 % 以上増加する地点 i を選定する。

ただし、当該ピーク流量の増加率が 1 % 未満であっても、当該河川等の管理者が安全に流下させることができないと判断した場合は、その地点も選定する。

- (3) (2)の地点が生じない場合には、法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 の規定による洪水調節池等の設置は不要となる。

なお、(2)の地点が生じない場合であっても、同項第 1 号の要件に照らしてピーク流量を調節することが必要な場合には、別紙第 2 の 7 の基準によって洪水調節池等を設置することが必要である。

2 当該開発行為による影響を最も強く受ける地点の選定

- (1) 1 の(2)で選定した各地点について、それぞれ開発前の 30 年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量(Q_{oi30})を超えない洪水調節池等からの放流量(q_{i30})を算定する。

洪水調節池等からの放流量(q_{i30})の算定に当たっては、当該地域において適合度の高い算式を用いる。

例えば、以下の算式が考えられる。

$$q_{i30} = Q_{oi30} \times \frac{a \times f_o}{A_i \times F_{oi}}$$

ここに、 A_i ：選定した各地点の集水面積(ha)

F_{oi} ：選定した各地点の集水区域の開発前の流出係数

a ：洪水調節池等の集水区域の面積(ha)

f_o ：洪水調節池等の集水区域の開発前の流出係数

(2) (1)で算出した各地点の洪水調節池等からの放流量($qi30$)が最小となる地点(j)を「当該開発行為による影響を最も強く受ける地点」(以下「当該地点」という。)として選定する。

ただし、1の(2)で求めた各地点の中で、地点(j)に比べ流下能力が著しく小さい地点(k)が存在する場合(地点(j)において nj 年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができ、地点 k において nk 年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができるときに、両地点の確率年が $nj > nk$ となる場合)又は当該河川等の管理者が必要であると判断した場合には、その地点(k)も当該地点として選定する。

いずれの場合であっても、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ることが必要である。

3 当該開発行為による影響を最も強く受ける地点における許容放流量の決定

(1) 2の(2)で選定した当該地点の当該洪水調節池等からの放流量($qi30$)を30年確率で想定される雨量強度に対する洪水調節池等からの許容放流量($qpc30$)として決定する。

(2) 当該地点が地点(j)の場合、地点(j)における開発前の nj (当該地点が地点(k)の場合には nk とする。以下同じ。)年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量($Qonj$)をもとに、当該洪水調節池等からの放流量($qjnj$)を算定し、これを $n(=nj)$ 年確率で想定される雨量強度に対する洪水調節池等からの許容放流量($qpcn$)として決定する。

nj 年確率で想定される雨量強度における当該洪水調節池等からの放流量($qjnj$)の算定に当たっては、2と同様に、当該地域において適合度の高い算式を用いる。

例えば、以下の算式が考えられる。

$$qjnj = Qonj \times \frac{a \times fo}{Aj \times Foj}$$

ここに、 Aj : 地点 j の集水面積(ha)

Foj : 地点 j の集水区域の開発前の流出係数

a : 洪水調節池等の集水区域の面積(ha)

fo : 洪水調節池等の集水区域の開発前の流出係数

4 洪水調節池等の容量の決定

洪水調節池等の容量を、洪水調節池等の集水区域における30年及び n 年のそれぞれの確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量($q30$ 及び qn)を30年及び n 年のそれぞれの確率で想定される雨量強度に対する洪水調節池等からの許容放流量($qpc30$ 及び $qpcn$)に調節できる容量に決定する。

洪水調節池等の容量の計算は、簡便法(確率降雨強度曲線の特性を応用して必

要調節容量を簡便に求める方法）、厳密計算法（洪水調節池の諸元を仮定し、シミュレーションを繰り返し、洪水調節容量を求める方法）その他の適切な方法により行う。

n 年確率で想定される雨量強度も考慮するのは、30 年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を調節できる洪水調節池等を設置した場合であっても、その設計内容によっては n 年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を調節できない場合が想定されるためである。

なお、30 年及び n 年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を調節できる洪水調節池等を設置することにより、 n 年から 30 年までの間の頻度で発生する雨量強度におけるピーク流量については概ね調節できると考えて差し支えない。

別記 2

主な開発行為の目的別の事業区域内の残置森林等の割合及び森林の配置等

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とし、建物敷等の面積はおおむね 30 パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は 1 箇所あたりおおむね 5 ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50 パーセント（残置森林率おおむね 40 パーセント）以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね 20 メートル以上）を配置する。 2 ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね 20 メートル以上）を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね 50 パーセント（残置森林率おおむね 40 パーセント）以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

太陽光発電設備の設置	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 40 ヘクタール未満の場合は、森林率はおおむね 25 パーセント（残置森林率はおおむね 15 パーセント）以上とする。 2 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 40 ヘクタール以上の場合は、残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に残置森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（ただし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 40 ヘクタール以上の場合は、4 のとおり全て残置森林）を配置する。 3 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上 40 ヘクタール未満の場合は、原則として周辺部におおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね 30 メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。 4 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 40 ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部におおむね 30 メートル以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じないようおおむね均等にこれを配置し、開発行為に係る森林の区域の間やその周辺部に十分な幅の残置森林を配置する。
工場、事業場の設置	森林率はおおむね 25 パーセント以上とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね 20 パーセント以上。（緑地を含む）	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。

土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法(のり)面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。
--------	--	--

(注) 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

2 「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の割合をいう。

3 「開発行為の目的」について

(1) 「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。

(2) 「ゴルフ場」とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取扱うものとする。

(3) 「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニウム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。

(4) 「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。

(5) 「工場、事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。

(6) 上記表に掲げる以外の開発行為の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場・事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。

(7) 1 事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。ただし、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、開発行為の目的別の基準を適用することが困難な場合は、開発行為の目的別の基準において最も厳しい基準を事業区域全体に適用することとして差し支えない。

この場合、残置森林又は造成森林（住宅団地の造成の場合は緑地も含む。以下同じ。）は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、

施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね30メートルの残置森林又は造成森林を配置するものとする。

- 4 レジャー施設及び工場・事業場の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね5ヘクタール以下、おおむね20ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ5ヘクタール、20ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。
- 5 太陽光発電設備の設置に係る「1箇所当たりの面積」とは、太陽光発電設備（当該設備に付帯する設備を含む。）又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。
- 6 工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。
- 7 住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとする。
 - (1) 公園・緑地・広場
 - (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
 - (3) 緑地帯、緑道
 - (4) 法(のり)面緑地
 - (5) その他上記に類するもの
- 8 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

別記 3

保安林を 5 ヘクタール以上開発転用あるいは
事業区域内に保安林が 10 パーセント以上含まれる場合

事業等の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 70 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とする。 3 1 区画内の建物敷の面積はおおむね 200 平方メートル以下とし、建物敷その他付帯施設の面積は 1 区画の面積のおおむね 20 パーセント以下とする。 4 建築物の高さは当該森林の期待平均樹高以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 70 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるグレンデ等は 1 箇所当たりおおむね 5 ヘクタール以下とする。 また、グレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 4 滑走コースの造成に当たっては原則として土地の形質変更は行わないこととし、止むを得ず行う場合には、造成に係る切土量は、1 ヘクタール当たりおおむね 1,000 立方メートル以下とする。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 70 パーセント以上とする。 （残置森林率はおおむね 60 パーセント以上）	1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね 40 メートル以上）を配置する。 2 ホール間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね 40 メートル以上）を配置する。 3 切土量、盛土量はそれぞれ 18 ホール当たりおおむね 150 万立方メートル以下とする。

宿泊施設、レジャー施設の設置	残置森林率はおおむね 70 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 20 パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設に係る事業等の 1 箇所当たりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
太陽光発電設備の設置	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 40 ヘクタール未満の場合は、森林率はおおむね 35 パーセント（残置森林率はおおむね 25 パーセント）以上とする。 2 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 40 ヘクタール以上の場合は、残置森林率はおおむね 70 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に残置森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為等に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林（ただし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 40 ヘクタール以上の場合は、4 のとおり全て残置森林）を配置する。 3 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上 40 ヘクタール未満の場合は、原則として周辺部におおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね 50 メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。 4 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 40 ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部におおむね 50 メートル以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じないようおおむね均等にこれを配置し、開発行為に係る森林の区域の間やその周辺部に十分な幅の残置森林を配置する。
工場、事業場の設置	森林率はおおむね 35 パーセント以上とする。	1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 事業等に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

住宅団地の造成	森林率（緑地を含む。）はおおむね 30 パーセント以上とする。	1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 事業等に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法（のり）面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

(注) 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

2 「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切上面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の割合をいう。

3 「事業等の目的」について

(1) 「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。

(2) 「ゴルフ場」とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取扱うものとする。

(3) 「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。

(4) 「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。

(5) 「工場、事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。

(6) 上記表に掲げる以外の事業等の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場・事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る事業等の目的の基準を適用するものとする。

(7) 1 事業区域内に異なる事業等の目的に区分される複数の施設が設置さ

れる場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの事業等の目的別の基準を適用するものとする。ただし、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、事業等の目的別の基準を適用することが困難な場合は、事業等の目的別の基準において最も厳しい基準を事業区域全体に適用することとして差し支えない。

この場合、残置森林又は造成森林(住宅団地の造成の場合は緑地も含む。以下同じ。)は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね50メートルの残置森林又は造成森林を配置するものとする。

- 4 レジャー施設及び工場・事業場の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね5ヘクタール以下、おおむね20ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ5ヘクタール、20ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。
- 5 太陽光発電設備の設置に係る「1箇所当たりの面積」とは、太陽光発電設備(当該設備に付帯する設備を含む。)又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。
- 6 工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための事業等に係る土地の区域面積を指すものとする。
- 7 住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。
 - (1) 公園・緑地・広場
 - (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
 - (3) 緑地帯、緑道
 - (4) 法面緑地
 - (5) その他上記に類するもの
- 8 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。